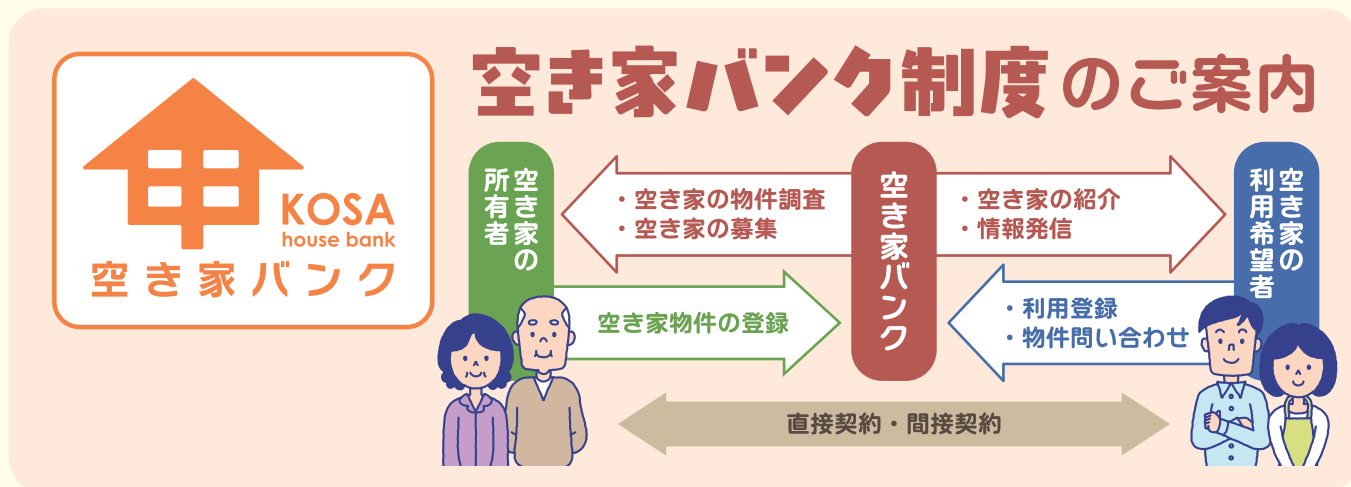


あなたの空き家を求めている人がいます 「甲佐町空き家バンク制度」

「甲佐町空き家バンク制度」は、町内にある空き家や空き地、空き店舗をお探しの方に
物件情報を町公式ウェブサイトなどに公開し、紹介する制度です。



空き家の有効活用、移住・定住促進および地域活性化を図るため「甲佐町空き家バンク」を利用する方へ助成制度を行っています！

空き家を登録する人への補助

空き家バンク制度へ登録することを目的に、
物件の所有者が行う登記費用および不要物撤去費用の一部を助成

- 物件の登記に係る申請手続事業（補助率：2分の1以内 上限額：5万）
- 町内業者に依頼して行う不要物撤去（補助率：2分の1以内 補助上限額：10万）

空き家を購入・借りる人への補助

空き家の改修費用を補助

- 町内業者に依頼して行う改修工事または補助対象者が自ら行う改修（補助率：5分の4以内 上限額：100万円）
- 町内業者に依頼して行う不要物撤去（補助率：10分の10以内 上限額：10万円）



例)補助金を使ったお風呂の改修工事

Q 空き家バンクは空き家だけが対象ですか？

空き家のほかに、空き地や空き店舗の登録も可能です。

Q 空き家バンクの登録にはお金はかかりますか？

登録費用は一切かかりません。

Q 遠方に住んでいますが、登録できますか？

町内にある物件であれば、登録は可能です。

Q すでにお願している不動産会社がありますが、登録できますか？

ご指定の不動産会社がある場合でも登録は可能です。
一度、お取引がある不動産会社にご相談のうえ、ご連絡ください。

Q すでに亡くなった所有者に代わり、親族でも空き家バンクに登録できますか？

物件登録申し込みは「所有者」に行っていただきます。
申請時に登記簿謄本で所有者を確認しますので、必ず相続登記完了後に申し込みください。
登記手続き費用の助成も行っていますので、手続き前にご相談ください。

「甲佐町空き家バンク」に関すること、
空き家活用助成制度などの相談はこちらへ

町地域振興課

☎096-234-1154

詳細は町公式ウェブサイトへ

